

令和7年度 「職員の給与改定及び旅費制度の改定について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和7年11月12日から同年12月18日まで 9回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
令和7年 (2025年) 給与改定	神奈川県人事委員会から出された勧告を踏まえた給与改定を行う。 給料表について、神奈川県の改定給料表に準拠し改定する。 期末・勤勉手当について支給割合を改定し、支給月数を0.05月引上げる。 交通用具利用者の通勤手当について、手当額の見直しをするとともに、距離区分を増やす。また、駐車場等利用者へ月5,000円を上限に通勤手当を支給する。 旅費支給制度について、国家公務員の例に準じて制度改正を行う。主な点としては、新たな旅費の種類として包括宿泊費を定め、これまでの宿泊費上限額を引き上げる。また、相手方から宿泊先を指定されたとき、支障のない範囲で最も安価な宿泊施設を選択する時は上限額を越えても超過分の宿泊費を支給できる規定を設ける。	給料表の改定について、全世代で増加金額は大きく変わらないが、上げ率という観点で見ると若手の方が依然大きい状態である。また、これで上げ幅が十分とは言えず、物価上昇に追いつく金額となっているか疑問である。 駐車場等利用者への通勤手当については、自転車は対象となるのか。仮に国家公務員が自転車を対象外としたとしても、鎌倉市が必ずしも追従する必要はない。自転車を対象外とするのであれば明確な理由を示してもらいたい。	駐車場等利用者への通勤手当については、国家公務員における制度概要が示されたのち、詳細を再度提示することとする。上記以外の提案については提案のとおり合意する。